

平成 21 年 7 月 8 日

定期検査中の 4 号機タービン建屋（管理区域）から海水熱交換器建屋（非管理区域）への
空気の流出について

東京電力株式会社
福島第二原子力発電所

< 概要 >

（事象の発生状況）

- ・ 平成 21 年 7 月 7 日、定期検査で停止中の 4 号機のタービンを設置している建物で、放射線を管理している区域内的の空気が、点検のため水を抜いていた配管の開口部から、管理区域外に流出していたことを確認しました。
- ・ 調査の結果、放射性物質は検出されませんでした。
- ・ 現在、空気の流出は停止しています。

（今後の対応）

- ・ 今後、原因について詳細に調査します。

（安全性、外部への影響）

- ・ 周辺環境への放射能の影響はありません。

（公表区分）

- ・ 本事象は公表区分（信頼性向上のために公表する事象）としてお知らせするものです。

詳細は以下のとおりです。

1．事象の発生状況

定期検査で停止中の 4 号機タービン建屋において、平成 21 年 6 月 22 日からタービン補機冷却系配管^{*1}（以下、当該配管）内の水を抜いて点検作業をしていたところ、7 月 1 日、弁の点検中に記録用紙^{*2}が一枚配管の中に吸い込まれる事象が発生しました。その後、記録用紙の回収準備ならびに空気の吸い込み状況についての調査を行っていましたが、タービン建屋（管理区域^{*3}）内の空気が、点検のため水を抜いていた当該配管の開口部から当該配管を経由して海水熱交換器建屋^{*4}（非管理区域）に流出していたことを、7 月 7 日午後 7 時頃、確認しました。

その後、当該配管の開口部（管理区域）とその周辺の空気、ならびに海水熱交換器建屋内の配管開口部とその周辺の空気を測定した結果、放射性物質は検出されなかったことから、外部への放射性物質の放出はなかったものと評価しております。

現在、海水熱交換器建屋の空調を停止したことにより、海水熱交換器建屋（非管理区域）への空気の流出は停止しています。

2．今後の対応

今後、原因について詳細に調査します。

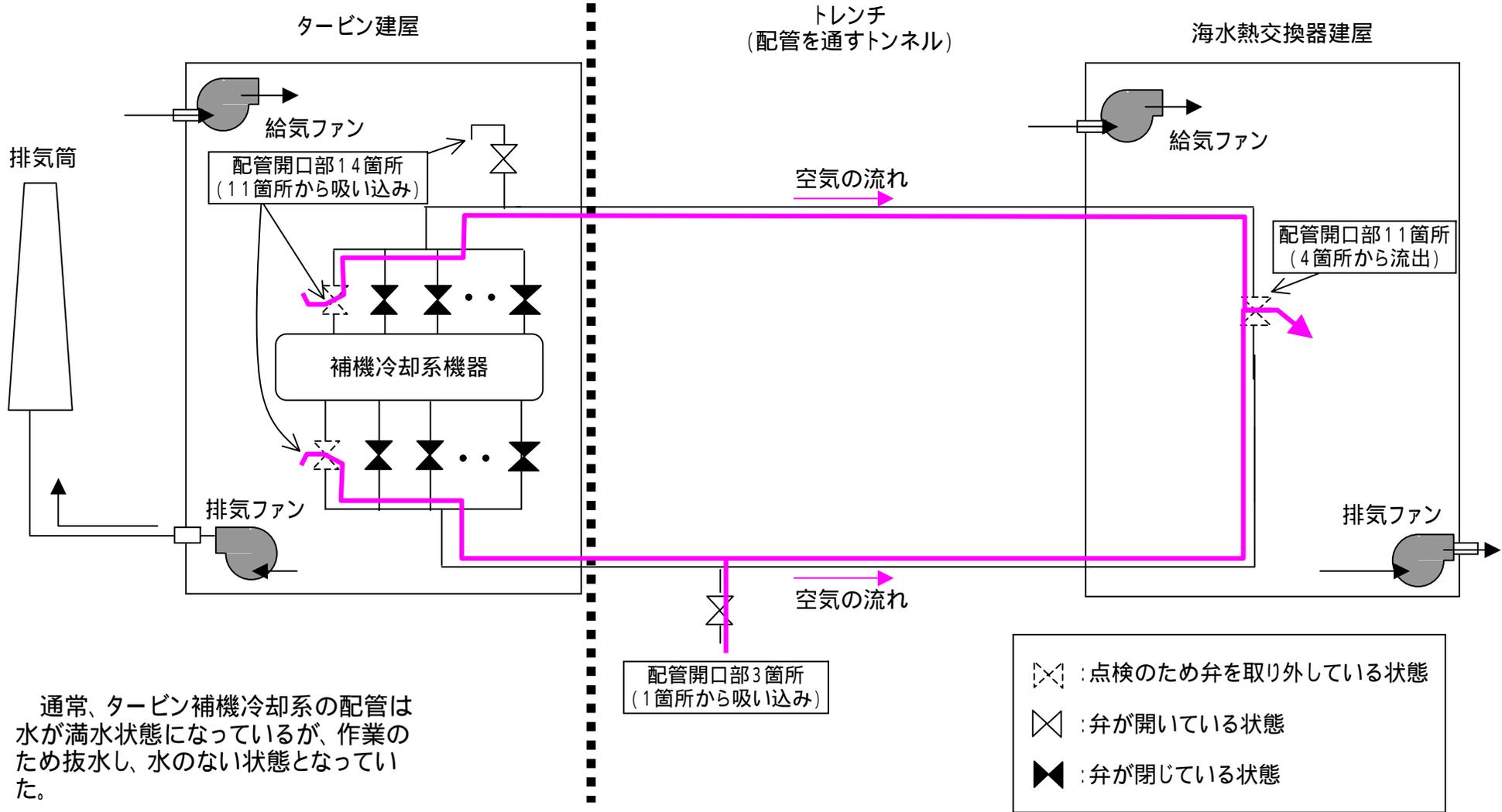
3．安全性、外部への影響

空間線量率を測定するために発電所敷地周辺に設置されているモニタリングポストの値は、通常の変動の範囲内であり、周辺環境への放射能の影響はありません。

以上

- * 1 タービン補機冷却系配管
タービン建屋内にあるポンプの軸受や熱交換器等の機器を冷却する系統。
- * 2 記録用紙
弁の接合部の型を写し取るための紙。用紙の配管への吸い込みについては、不適合事象として7月2日に審議済み。
- * 3 管理区域
放射線による無用な被ばくを防止するため、また、放射性物質による放射能汚染の拡大防止をはかるために管理を必要とする区域。
- * 4 海水熱交換器建屋
原子炉建屋およびタービン建屋内で使用する機器の冷却水を、海水で熱交換し冷やすための機器を設置している建屋。

管理区域 ← → 非管理区域



タービン建屋・海水熱交換器建屋 タービン補機冷却系統概略図